

法科大学院評価基準要綱（案）に対する意見対応表

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
1	基準 1-1-2 解釈指針 1-1-2-1 1-1-2-2	<p>改定案解釈指針 1-1-2-1 においては、「司法試験の合格状況」が、独立の勘案要素として、いわば格上げされていた形となっている。改定案では、基準 1-1-2 自体が「重点基準」へと格上げされているため、解釈指針 1-1-2-2 に具体的数値として示された司法試験合格実績を出せなかった法科大学院は直ちに不適格となりかねないものとなっている。</p> <p>改定案で基準 1-1-2 が重点基準とされたのは、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令案の概要」（平成 27 年 1 月 20 日中教審法科大学院特別委員会第 67 回会議資料 8-1）に付された別紙「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正に当たっての留意事項」を意識してのものであると推測されるが、同文書においても、司法試験の合格実績は「教育活動の成果」を勘案するための要素の 1 つとして位置づけられているに過ぎない。</p> <p>また、そもそも法科大学院制度自体が、司法試験という単なる結果を目標としたものではなく「質」の高い教育「プロセス」を通じた法曹養成という理念の下に設けられたものであり、貴機構の評価も教育の「質」の向上を目的として（貴機構基準Ⅰ総則 1-1（1））「多面的に」（同（3））なされるべきものである。</p>	<p>【対応】 重点基準のままとする。</p> <p>【理由】 法科大学院が法曹養成機関であることに鑑み、各法科大学院の教育を通じて、その教育の理念及び目標が十分に達成されているか否かを評価することは、認証評価の中核をなすものであることから、重点基準としたものである。</p> <p>教育の理念及び目標の達成状況を確認するためには、修了者の進路及び活動状況を中心に評価を行う必要がある。他方、修了者の進路及び活動状況だけでは、教育理念及び目標の達成度を十分に評価できないと考えられることから、解釈指針 1-1-2-1 において「学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。）その他必要な事項を勘案して判断する」としている。</p> <p>また、法科大学院が「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする」（専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項）専門職大学院であることに鑑みれば、修了者の進路及び活動状況の評価する際には、「司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況」が重要な意義を有する。しかし、修了者の進路及び活動状況の評価が一面的にならないように、「その他修了者の進路及び活動状況（企業</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>ならば改定案において、「司法試験の合格実績」という数値データのみをもって、改定案解釈指針 1-1-2-2 に示された要件を満たせなかった法科大学院は直ちに不適格となりかねない位置づけを与えている点は妥当ではない。したがって「重点基準」とすべきではない。「司法試験の合格状況」が法科大学院認証評価における一要素とされること自体を否定し難いとしても、それは高々総合考量における勘案要素の一つとして位置づけるのが適当であると考えられる。したがって、現行解釈指針 1-1-2-1 が「総合勘案」という表現を用いているのは適当であり、逆に改定案が「総合」の語をあえて削除している点も適切とはいえない。</p>	<p>及び官公庁その他専門的な法律的知識等を必要とする職域への進路及び活動状況を含む。以下同じ。）」を考慮することを定めている。</p> <p>さらに、解釈指針 1-1-2-2 の指標は、これまで各方面で法科大学院の実績を評価する際に用いられて来た指標を踏まえて、「その他の修了者の進路及び活動状況」及び「学生の学業成績及び在籍状況等」を考慮してもなお、当該法科大学院において教育理念及び目標の実現に深刻な問題があることを強く推認させると考えられる水準を示したものであって、司法試験の合格率だけを問題とするものではない。また、これらの指標に該当する場合であっても、個別の事情の有無を精査した上で、基準を満たすか否かを判断するものである。</p> <p>そもそも、当機構が実施する認証評価は、法科大学院評価基準すべてについて実施されるものであり、修了者の進路及び活動状況のみを見るものではない。教育の理念及び目標の達成状況に深刻な問題がある場合には、通常、教育課程、成績評価、入学者選抜あるいは教員組織等のいずれかにおいて、その原因があると考えられる。当機構の認証評価においては、各法科大学院による自己点検・評価を踏まえて、そのような原因を分析し、改善すべき点を明らかにすることを通じて、各基準を有機的に関連させた総合的な評価を行うものである。</p>
2	解釈指針 1-1-2-1	<p>基準とする項目と勘案するにとどまる項目を分けた点は、基準の明確化という意味で優れているが、後者が評価にどの程度の重みを持つかが必ずしも明確でない。制</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>度創設以来 10 年を経た現在では、大学院のアウトプットとしての修了者の活動状況を基準とすれば足り、修了に向けて勉学中の在学者については、勘案する必要もないのではないか。</p>	<p>【理由】</p> <p>教育の理念及び目標の達成状況を確認するためには、修了者の進路及び活動状況を中心に評価を行う必要がある。他方、修了者の進路及び活動状況だけでは、教育理念及び目標の達成度を十分に評価できないと考えられることから、解釈指針 1-1-2-1 において「学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。）その他必要な事項を勘案して判断する」としている。</p> <p>また、法科大学院が「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする」（専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項）専門職大学院であることに鑑みれば、修了者の進路及び活動状況を評価する際には、「司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況」が重要な意義を有する。しかし、修了者の進路及び活動状況の評価が一面的にならないように、「その他修了者の進路及び活動状況（企業及び官公庁その他専門的な法律的知識等を必要とする職域への進路及び活動状況を含む。以下同じ。）」を考慮することを定めている。</p> <p>さらに、解釈指針 1-1-2-2 の指標は、これまで各方面で法科大学院の実績を評価する際に用いられて来た指標を踏まえて、「その他の修了者の進路及び活動状況」及び「学生の学業成績及び在籍状況等」を考慮してもなお、当該法科大学院において教育理念及び目標の実現に深刻な問題があることを強く推認させると考えられる水準を示したものであって、司法試験の合格率だけを</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			<p>問題とするものではない。また、これらの指標に該当する場合であっても、個別の事情の有無を精査した上で、基準を満たすか否かを判断するものである。</p> <p>そもそも、当機構が実施する認証評価は、法科大学院評価基準すべてについて実施されるものであり、修了者の進路及び活動状況のみを見るものではない。教育の理念及び目標の達成状況に深刻な問題がある場合には、通常、教育課程、成績評価、入学者選抜あるいは教員組織等のいずれかにおいて、その原因があると考えられる。当機構の認証評価においては、各法科大学院による自己点検・評価を踏まえて、そのような原因を分析し、改善すべき点を明らかにすることを通じて、各基準を有機的に関連させた総合的な評価を行うものである。</p>
3	解釈指針 1-1-2-2 (2)	<p>修了者の合格率は、その修了年度から評価実施年度までのいずれかの年度に合格した人数を該当する修了者の数で除したものと定義するのか、合格者数をその期間の受験者総数で除したものと定義するのか、もう一つ明確でない。どちらであれ、より明確にしていきたい。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 修了者の合格率は、その修了年度から評価実施年度までのいずれかの年度に合格した人数を該当する修了者の数で除したものとして算出することが明らかであるため、修正しない。 上記の趣旨が明確になるよう、説明会において説明する。</p>
4	解釈指針 1-1-2-2	<p>基準要綱全体の整合性を図った内容とするとともに、その内容を、第1章「教育の理念及び目標」ではなく、別の章を設けて、その箇所に記載すべきである。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>その理由については、以下の通り。</p> <p>① 当該命題から、論理的に、「教育の理念及び目標は、司法試験の合格状況に関する指標を達成することである。」との命題が導けます。しかしながら、まず、教育機関として、教育の理念及び目標に、司法試験合格を謳うこと自体に疑念があります。それを謳えば、教育機関であることを否定し、いわば、司法試験予備校であることを謳うこととなります。また、このことは、予備試験を、司法試験の柱とする流れに繋がります。</p> <p>② 法科大学院修了生の進路先は、公務員、民間企業、裁判所職員等法曹関係、その他多岐に亘ります。各進路先において、当法科大学院の教育理念・目標が生かされているのであれば、教育理念・目標の達成についての評価は、司法試験合格と同等であるはずですが。基準要綱7-4「職業支援（キャリア支援）」も、これを前提とした規定です。また、法科大学院協会における議論の中心も、司法試験に合格しなかった修了生の就職問題でした。</p> <p>③ さらに、このことは、各法科大学院の個性・特性を前提とする、下記基準要綱と矛盾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>ア 評価の目的は（I総則 1-1本文）、「法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資すること」である。</p> <p>イ 評価の基準及び機能は（I総則 2-2）、「法科大</p>	<p>【理由】</p> <p>教育の理念及び目標の達成状況を確認するためには、修了者の進路及び活動状況を中心に評価を行う必要がある。他方、修了者の進路及び活動状況だけでは、教育理念及び目標の達成度を十分に評価できないと考えられることから、解釈指針1-1-2-1において「学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。）その他必要な事項を勘案して判断する」としている。</p> <p>また、法科大学院が「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする」（専門職大学院設置基準第18条第1項）専門職大学院であることに鑑みれば、修了者の進路及び活動状況を評価する際には、「司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況」が重要な意義を有する。しかし、修了者の進路及び活動状況の評価が一面的にならないように、「その他修了者の進路及び活動状況（企業及び官公庁その他専門的な法律的知識等を必要とする職域への進路及び活動状況を含む。以下同じ。）」を考慮することを定めている。</p> <p>さらに、解釈指針1-1-2-2の指標は、これまで各方面で法科大学院の実績を評価する際に用いられて来た指標を踏まえて、「その他の修了者の進路及び活動状況」及び「学生の学業成績及び在籍状況等」を考慮してもなお、当該法科大学院において教育理念及び目標の実現に深刻な問題があることを強く推認させると考えられる水準を示したものであって、司法試験の合格率だけを</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するためのものである。」</p> <p>ウ 法科大学院の努力義務は（I総則 3-2）は、「評価基準に定める要件を継続的に充足するだけでなく、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして」教育活動等の水準を高めることである。</p>	<p>問題とするものではない。また、これらの指標に該当する場合であっても、個別の事情の有無を精査した上で、基準を満たすか否かを判断するものである。</p> <p>そもそも、当機構が実施する認証評価は、法科大学院評価基準すべてについて実施されるものであり、修了者の進路及び活動状況のみを見るものではない。教育の理念及び目標の達成状況に深刻な問題がある場合には、通常、教育課程、成績評価、入学者選抜あるいは教員組織等のいずれかにおいて、その原因があると考えられる。当機構の認証評価においては、各法科大学院による自己点検・評価を踏まえて、そのような原因を分析し、改善すべき点を明らかにすることを通じて、各基準を有機的に関連させた総合的な評価を行うものである。</p>
5	<p>基準 1-1-2 解釈指針 1-1-2-2</p>	<p>(1)解釈指針1-1-2-2は、重点基準1-1-2（教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。）の評価に当たり、司法試験合格率（司法試験合格者の割合）についての数値を用いた指標（(1)及び(2)の二種類）を設け、これらの指標のいずれかに該当する場合は、「特段の事情が示されない限り」、教育の理念及び目標が当該法科大学院の教育を通じて達成されているとはいえないとしている。</p> <p>しかし、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正にあたっての留意事項（案）」（以下「留意事項案」という。）によれば、客観的指標として活用され</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>「次の各号に定める司法試験の合格状況に関する指標のいずれかに該当する場合には、特段の事情が示されない限り、原則として、教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されているとはいえない。ただし、<u>基準に適合しているか否かの最終的な判断は、法学未修者教育や夜間開講の実施状況、司法試験の合格率の改善状況等の個別の事情を勘案して行う。</u></p> <p>【理由】</p> <p>客観的な指標の判断に当たっては、当該基準を満たしているか否かを判断する重要な判断要素の一つとして位</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>るべきものとされる司法試験合格率については、全国平均の半分未満を指標の目安として提示しつつ、評価に当たっては「法学未修者教育の実施状況や夜間開講といった個別の事情及び司法試験の合格状況の改善状況なども勘案しつつ」、法科大学院としてふさわしい教育の質が確保できているかを重点的に確認する必要があるとしている。また、留意事項案は、客観的指標を活用した評価を行う際の留意点として、指標の水準を下回っている理由を教育の質と関連付けて精緻に評価することや、教育の質の改善見込みについても具体的に分析・明示することなどを通じ、「総合的に」適格認定の判断を行うべきことを明示している。</p> <p>留意事項案に示された以上の考え方を踏まえて当該解釈指針をみると、当該解釈指針は、まず、その定める司法試験合格率に関する指標を下回った場合には、「特段の事情が示されない限り」原則として重点基準である基準1-1-2を満たさないものと評価しているものと思われるが、これは、法学未修者教育の実施状況や夜間開講等の個別事情も勘案しつつ総合的に評価することを求めている留意事項案の趣旨に即したものと言えるか、疑問がある。</p> <p>たしかに、当該解釈指針は、設定された司法試験合格率に関する指標自体に「司法試験の合格状況の改善状況」を一部数値化して読み込んでいると理解されるものの、同じく留意事項案において勘案すべき事項とされている「法学未修者教育の実施状況」及び「夜間</p>	<p>置付けている。</p> <p>他方、指標に該当しないことがすなわち、基準を満たしていることにつながらないことはもちろんのこと、指標に該当したからといって、ただちに基準違反と判断されるものでもない。</p> <p>指標に該当しない場合は、ほかに基準違反に相当する事項はないか確認の上、当該基準の適合性を判断することになる。また、指標に該当したとしても、個別の事情考慮した上で判断することになり、個別の事情の具体例を解釈指針に例示している。</p> <p>あくまでも、各基準の判断に当たっては、基準、解釈指針で定められた内容を満たしているかを総合的に考慮し、判断するものであり、一面的に判断するものではない。</p> <p>ただ、個別の事情としてどのようなものが考慮されるかが必ずしも明確でないとの指摘を踏まえて、平成27年3月31日付け文部科学省高等教育局長通知「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）」において、留意事項として示されている点を解釈指針1-1-2-2に明記した。</p> <p>上記の趣旨が明確になるよう、説明会及びQ&A等において例を挙げて説明する。</p> <p>なお、意見（2）の指摘について、法科大学院修了資格と予備試験合格資格の両方を有する者の取扱いが問題</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>開講」は、当該指針において何ら触れられていない。留意事項案の示す「総合的に」適格認定の判断を行うとの趣旨に鑑みれば、少なくとも、留意事項案に明示されている「法学未修者教育の実施状況」，「夜間開講」等の個別事情について、具体的にどのような場合に、あるいはどのような条件で、「特段の事情」として考慮されることになるのか、当該解釈指針において明らかにされるべきである。</p> <p>(2)また、当該解釈指針の示す指標は「当該法科大学院の修了を受験資格として」司法試験を受験し合格した者の割合を見ることとされているが、現状では、多くの法科大学院生が予備試験を受験している状況があり、これらの者が「予備試験合格を受験資格として」司法試験を受験し合格した場合には、たとえその者が当該法科大学院を修了していても、当該解釈指針の適用に当たっては「合格者」の数に算入されないこととなるため、特に学生数・合格者数が少ない小規模校にとって不利にはたらく可能性がある。したがって、当該解釈指針の指標中「当該法科大学院の修了を受験資格として」とあるところは、指標としてより適切な内容となるよう、再考されるべきである。</p>	<p>となることは指摘のとおりである。</p> <p>しかし、機構の評価では、法務省発表資料を客観的な根拠資料として司法試験の合格状況を確認しているが、法務省発表資料では、受験者が選択した受験資格に基づき合格状況が発表されている。このため、当該法科大学院を修了した者のうち、予備試験合格資格で司法試験を受験し、合格した者がどの法科大学院修了者であるかを、客観的な根拠資料から明らかにすることが困難であり、また、全法科大学院の平均の割合を機構が独自に算出することは、事実上不可能である。</p> <p>したがって、評価基準における客観的な数値指標としては、法務省発表資料から確認可能な当該法科大学院修了資格にもとづく指標としたものである。</p> <p>もっとも、当該法科大学院を修了した者のうち、予備試験合格資格で司法試験を受験し、合格した者がいる場合に、当該法科大学院が客観的な根拠資料に基づいて独自に自己評価を行うことが可能な場合には、これを考慮して認証評価を実施することが可能であるから、予備試験合格資格で司法試験を受験し、合格した者を当該法科大学院の修了者から一律に排除するものではない。</p> <p>上記の趣旨が明確になるよう、説明会及びQ&A等において説明する。</p>
6	<p>解釈指針</p> <p>1-1-2-2</p> <p>1-1-2-3</p>	<p>1-1-2-2の数値と1-1-2-3の数値との整合性が取れるのか、という点である。</p> <p>1-1-2-3の数値目標を達成している法科大学院は、一部に限られているものと思われる。「望ましい」とは</p>	<p>【対応】</p> <p>原文のままとする。</p> <p>【理由】</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>いえ、1-1-2-2の数値における目標達成の最低ラインとの数値として、関連性を読み取ることが難しく感じられる。</p>	<p>解釈指針1-1-2-2は、基準を満たすために必要とされる内容が定められているのに対し、解釈指針1-1-2-3では、「7割以上となることが望ましい。」と規定するものであり、当該内容が実施されている場合、優れた特徴として取り扱うものである。</p> <p>定められた内容が満たされていることを求められるものではない。</p>
7	<p>解釈指針 1-1-2-3</p>	<p>「5年の評価期間中に当該法科大学院を修了して5年が経過する者に対する司法試験に合格した者の割合が7割以上となることが望ましい。」について、当該目標の達成は基本的に、①全国の法科大学院の入学定員、②予備試験合格者数、③司法試験合格者数という国の施策に大きく依存しており、個々の法科大学院の教育成果に関する評価の指標とすべきではないと考える。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 「7割以上となることが望ましい。」と規定するものであり、当該内容が実施されている場合、優れた特徴として取り扱うものである。</p> <p>定められた内容が満たされていることを求められるものではない。</p>
8	<p>解釈指針 1-1-2-3</p>	<p>累積の合格者割合を考慮するにあたり、今後の司法試験合格者数自体が可変的である状況において、「7割」という具体的数字を挙げることは適切ではない。</p> <p>また、7割という数字が基準になることについて、説得的な根拠を示す必要がある。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について」において次のように提言されている。</p> <p>「プロセスとしての法曹養成制度の安定化を図るため、我が国において将来的に見込まれる法曹需要を基にして、司法試験の累積合格率7～8割を目指せるような定</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			<p>員規模を検討し、これを明示することを目指すべきである。」</p> <p>上記提言を踏まえ、5年の評価期間中に7割以上となる場合は、優れた特徴と評価することを可能とするために規定したものである。</p>
9	<p>解釈指針 1-1-2-3</p>	<p>解釈指針1-1-2-3については、「修了して5年が経過する者に対する司法試験に合格した者の割合が7割以上となることが望ましい。」とされているが、平成26年時点で累積合格率が70%を超えているのは全国で4校のみであり、重点項目の解釈指針としては余りに厳しい数値設定である。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 「7割以上となることが望ましい。」と規定するものであり、当該内容が実施されている場合、優れた特徴として取り扱うものである。 定められた内容が満たされていることを求められるものではない。</p>
10	<p>解釈指針 2-1-1-2</p>	<p>この解釈指針において、「カリキュラムの適切な編成」についての配慮が、飛び入学者向けの別建てのカリキュラムを求めるものであれば、下記の理由から反対であり、同指針から「カリキュラムの適切な編成」の文言を削除すべきである。あるいは、本解釈指針が飛び入学者向けの別建てのカリキュラム編成まで求めるものでないのであれば、その旨を本指針中において明記すべきである。</p> <p>理由 飛び入学者についても、4年次以降入学者と同一の既修者試験を課すのであるから、飛び入学者も既修者として必要な知識と能力を有しているのであり、特にカリキュラム編成において配慮する必要性はないと考える。ま</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 飛び入学者だけのために別建てのカリキュラムを編成することまでを求めているものではない。 趣旨が明確になるよう、説明会及びQ&A等において説明する。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>た、法学部在学でないあるいは出身でない者で独学で既修者試験に合格した者と、飛び入学者は似た立場にあるが、前者について特に基準上配慮は求められておらず、この場合との均衡を欠く。</p> <p>加えて、実際問題として、数として多くない飛び入学者だけのために別建てのカリキュラムを組むことは不可能である。このようなことが求められるのであれば、既修者について飛び入学者を受け入れることは困難となり、そのような事態を招く解釈指針の設定は、既修者についても飛び入学者制度を促進しようとする中教審の平成26年10月9日「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」の趣旨に悖るものである。もし、この指針がこのように修正されるなら、かえって、飛び入学者の既修認定を抑制することにもなりかねない。</p>	
11	解釈指針 2-1-3-5	<p>2-1-3-5では、「必要に応じて実務との融合」に配慮するとの文言が記載されている。法科大学院制度の設計理念に、実務との架け橋の理念があったように思われるが、「必要に応じて」で足りるのか、それとも他の科目とも併せて、等の意味なのか、改定案から読み取ることが難しく感じられる。解釈指針3-2-1-2の「専門的な法知識」についての定義からも考慮されるべきではないか、と思われる。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 基準2-1-1において、「教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。」と規定しており、理論と実務の架橋に留意する必要があるとの指摘はそのとおりである。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			<p>ただし、展開・先端科目として開設される個別の授業科目すべてにおいて、「実務との融合」に配慮する必要はないことから、授業科目の性質に応じて配慮すれば足り、「必要に応じて」と規定したものである。</p>
12	<p>解釈指針 2-1-3-7</p> <p>2-1-3-8</p>	<p>展開・先端科目といっても、法律基本科目群に含まれる法分野（一般法）の応用（特別法）という側面があるため、どうしても法律基本科目群に含まれる法分野（一般法）に言及せざるを言えない部分・場面が出てくることは避けられない。したがって、「授業科目が主として憲法・行政法・・・」などとすべきである。</p> <p>上記と同じ理由で、「教育の内容が<u>主として基本分野に当たる場合には・・・</u>」などとすべきである。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 解釈指針2-1-3-9に規定しているとおり、一の授業科目の中で、法律基本科目に該当する部分と展開・先端科目又は法律実務基礎科目に該当する部分とが混在している場合には、その授業科目の基本的な到達目標やそれぞれの割合などを考慮して総合的に判断することとしている。</p>
13	<p>解釈指針 2-1-4-1</p>	<p>「法律基本科目の基本分野」の内容を具体的に明らかにされたい（または、補足文書による説明を求める。）。ひとことで「法学未修者」といっても、文字通りのいわゆる「純粋未修者」から法学部出身者まで様々な者が含まれているのが実情であることに鑑みれば、純粋未修者に対し条文や判例の読み方など、特定の法分野に特化しない導入教育のための科目を提供することが、未修者教育の充実のために必要になる。もちろんこうした科目の履修を後者（いわゆる「隠れ既修者」）に対しても一律強制することは妥当ではない。したがって、同解釈指針の下、導入教育科目を選択科目とすることをマイナス評価要因とすることのないようお願いしたい。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 例えば、家族法に関する授業科目を選択科目とするなど、法学未修者が履修することなく修了することを可能とするカリキュラムは、民法に関する分野の授業科目を体系的に編成したカリキュラムであるとはいえず、法曹養成機関である法科大学院のカリキュラムとして適切ではないと考えられる。</p> <p>なお、導入科目を選択科目とすることを排除する趣旨ではない。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		なお、2文目「履修することなく」の前に「法律基本科目の基本分野を」などの文言を挿入すべきではないか。	上記の趣旨が明確になるよう、説明会及びQ&A等において説明する。
14	解釈指針 2-1-5-2	「(1)から(3)の」とあるのは、「(1)から(3)までの」としては如何か。	【対応】 次のとおり修正する。 「(1)から(3)までの」 【理由】 意見の趣旨を踏まえ、修正した。
15	解釈指針 3-2-1-4	ただし書きの4行目の「による可能性」という文言を削除することが適切である。	【対応】 原文のままとする。 【理由】 法学未修者1年次において、双方向・多方向的な授業方法を基本としつつ、法学の知識や法的思考力の涵養を図るための授業方法の工夫として、講義形式によることを排除する趣旨ではないが、講義形式がより適切だとするとする趣旨でもない。
16	解釈指針 3-2-1-8	集中講義について「履修が短期に集中」しないようにするための方策として考えられるものを、(たとえば「授業科目の全体の履修が短期に集中」することがないよう、何回かの集中講義に分割することを求めるなど)例示するなどしていただけないか。	【対応】 原文のままとする。 【理由】 趣旨が明確になるよう、説明会及びQ&A等において説明する。
17	基準 3-3-1	既修者1年次についても、学生の学習の到達度を考慮して、36単位の履修上限を超えて、事前事後の学習に大きな負担とならない程度で、8単位程度を限度として	【対応】 原文のままとする。

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		履修登録させることを認めるべきである。	<p>【理由】</p> <p>平成26年8月11日付け文部科学省高等教育局長通知「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」を踏まえ、法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実に資するよう履修登録単位数の上限を緩和したものである。</p> <p>法学の基礎的な学識を有する者であると認定され、1年間の在学期間の短縮が認められた法学既修者に対しても履修登録単位数の上限を緩和することは適当ではない。</p>
18	<p>基準 4-1-1 (7) 解釈指針 4-1-1-4 4-1-1-5</p>	<p>「期末試験」の中に、それに代えて実施する期末レポートは入るのか否かを明らかにされたい。また「期末試験」と「筆記試験」という言葉が混在しているが、両者の違いを明らかにされたい。</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>基準4-1-1 (7)</p> <p>「<u>期末試験</u>において<u>筆記試験</u>を実施しない場合には、<u>筆記</u>期末試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。」</p> <p>【理由】</p> <p>基準4-1-1 (1)において、「成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。」と定めている。法科大学院の成績評価に当たって、各授業科目における達成度に照らし、学生の能力及び資質を客観的に確認する方法として、期末試験において筆記試験を実施することが原則</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			<p>であると考え。</p> <p>期末試験とは、試験の実施時期の問題であり、筆記試験は試験の実施方法の問題である。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、両者の違いが明確になるよう修正した。</p>
19	解釈指針 4-1-1-2 (2)	「尺度が共通」する、または「尺度を共有」するということはどのようなことを示すのか説明願いたい。	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 成績評価に当たり、絶対評価方式を採る場合は、授業科目に対して求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかなど、授業科目間において評価の尺度が共通している必要がある。</p> <p>また、恣意的な評価を避けるために、教員間においても尺度の設定に関する認識を共有するなど、法科大学院として組織的に成績評価基準を設定することを求めるものである。</p> <p>上記の趣旨が明確になるよう、説明会及びQ&A等において説明する。</p>
20	解釈指針 4-1-1-6	「相当の理由」とは何か、例示を願いたい。	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 再試験の実施に当たっては、客観的にみて不合格者の救済措置でないことが必要となる。例えば、期末試験において実施された筆記試験と比較し、再試験の出題範囲、</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			<p>問題の分量が異なっていることは適切であるとはいえない。同様に、試験問題のレベルが異なっていたり、期末試験と類似する出題がなされていることも適切ではない。さらに、期末試験において論述形式を採用しているにもかかわらず、再試験において短答形式を採用するなど、問題の形式や難易度が大きく変わるような試験方法の変更を伴う場合も適切であるとはいえない。</p> <p>したがって、期末試験と再試験の比較において試験問題の質・量が異なる場合は、相当な理由が存在しているとは認められないものと考えられる。</p>
21	<p>基準 4-2-1 (2)</p>	<p>○修正案 「(前略)なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合ものについては、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる(後略)」</p> <p>※「もの」と先頭行の「者」との区別がつき難いため、文科省通知に表現を合わせてははいかがでしょうか。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合ものについては、」</p> <p>【理由】 意見の趣旨を踏まえ、修正した。</p>
22	<p>解釈指針 4-2-1-3</p>	<p>○修正案 「基準4-2-1 (2)の「十分な実務経験」とは、例えば、租税法等について租税関係業務、税務署における課税・徴収・調査・税務相談等の部門における執務、特許法について特許関係業務、企業の知的財産部門にお</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「基準4-2-1 (2)の「十分な実務経験」とは、例えば、租税法等について租税関係業務、税務署における課税・徴収・調査・税務相談等の部門における執務、特</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>る執務、信託法について信託関係業務信託銀行における信託財産の運用・管理部門での執務など、展開的・先端的な法領域に関する業務についての専門的実務経験であって、展開・先端科目を当該法科大学院において履修し単位取得したのと同程度と判断できるものをいう。」</p> <p>※改定案では、一部履修の軽減を受けられる職種が過度に狭いものになりかねないので、上記のように表現を工夫されたらいかがでしょうか（例えば、特許庁職員や弁理士事務所職員等も、特許法に対する深い知識及び実務経験を有すると考えられ、かかる者に対して特許法の履修を免除した法科大学院に対し、解釈指針に記載されていない職種であるとして基準違反と評価したり、逆に、法科大学院において、解釈指針に記載されていない職種であるとして、かかる者に対して特許法の履修を免除しないなどの不利益な取扱いをしたりするおそれがある。）。</p>	<p>許法について特許関係業務、企業の知的財産部門における執務、信託法について信託関係業務等信託銀行における信託財産の運用・管理部門での執務など、展開的・先端的な法領域に関する業務についての専門的実務経験であって、展開・先端科目を当該法科大学院において履修し単位取得したのと同程度と判断できるものをいう。」</p> <p>【理由】 意見の趣旨を踏まえ、修正した。</p>
23	<p>解釈指針 4-3-1-4</p>	<p>4-3-1-4について、飛び入学制度を活用して法学既修者認定試験を実施する際、(2)のアにいう「法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべて」の文言は、受験する者に求められる学力という点を考慮すると、正しい文言に感じられる。しかし、飛び入学制度を活用する以外の受験生には、2年次に履修することを前提に出題範囲に含めない、という形で認定試験制度を作ることができるという点から、求める学力像に差異が生じてくるのではないかと感じられた。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 基準4-3-1において、法学既修者として認定するに当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていることを求めている。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
24	基準6-2-1	<p>「特段の事情のない限り」などの文言を挿入願いたい。有職社会人学生の場合、職務上理由により休学せざるを得ない場合が少なくないため、特に未修1年次に多くの休学者が滞留することになる。これらの者の数も単純に同基準にいう「在籍者数」と数えると、当専攻の場合、次年度は学生募集をできないこととなるか、一定期間休学した者を、その意思に反してでも除籍せざるを得ず、社会人にも広く法曹への門戸を開くという司法制度改革の理念に悖る事態を招来せざるを得ない。したがって、当法科大学院のように、在籍者数が定員を上回ることに相当の理由があり、一定数の休学者が滞留しても、授業クラス人数が50人を大きく下回り、授業運営上支障を生じない場合については、同基準の原則を単純に適用しないなどの配慮が求められる。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 当該基準では、在籍者数が収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないための措置を講じる必要があると規定しているのであり、一時的に在籍者数が収容定員を上回ることを禁じているわけではない。</p> <p>また、収容定員の管理に当たっては、単に授業の運営に支障が生じないというだけでなく、収容定員が専任教員数の算出についても重要な意味を持つこと、休学者の休学事由や休学期間について考慮することも必要であり、いたずらに休学者数が増えることを放置することは適当とはいえないこと等の事情から、単に授業運営に支障が生じないというだけで、当該基準の判断を行うわけではない。</p> <p>このため、各法科大学院が抱える固有の事情を勘案したとしても、上回る状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていない場合は、当該基準を満たしていないと判断されることがある。</p> <p>上回った状態を解消するための改善措置は、各法科大学院のおかれている状況によって異なることが考えられる。実際の評価に当たっては、各法科大学院の状況を勘案した上で、上回った状態が速やかに改善される見込みが十分にあると認められる場合など、実効的な改善措置が講じられているかを評価することになる。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			上記の趣旨が明確になるよう、説明会及びQ&A等において説明する。
25	基準 6-2-1 解釈指針 6-2-1-1	解釈指針6-2-1-1のなお書き、「年度ごとに入学定員が異なる場合は、直近3か年分の《総和》をもって《入学》定員とする」は、《総和の平均》か《収容》のどちらかが正しいように思われます。	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「年度ごとに入学定員が異なる場合は、直近3か年分の総和をもって<u>収容入学</u>定員とする」</p> <p>【理由】 意見の趣旨を踏まえ、修正した。</p>
26	基準 6-2-2 解釈指針 6-2-2-2	法科大学院全体の志願者・入学者が年々減少しているなかでの、個別の法科大学院についての認証評価の基準としては、入学定員の達成状況（充足率）に着目するのではなく、現行のとおり「所定の入学定員と乖離しないよう努めていること」とするのが適切ではないか。法科大学院に相応しい授業が実施できるか否かの評価の問題であるとしても、なぜ入学定員充足状況を指標とするのか、その理由が示されていない。	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（第67回） 配付資料8-1において次のように示されている。 「教育組織として規模が小さくなりすぎている恐れがあり、入学定員の適正な管理への影響が懸念されることから、夜間開講や地域性といった個別の事情も勘案しつつ、法科大学院としてふさわしい教育環境が確保される観点から、入学定員が適正に管理されているかを重点的に確認する必要があること なお、当該指標は教育の実施や教員の質の保証の評価を行う際の判断にあたって関係するものであること」 入学定員充足率が50%を下回る状況が継続している場合は、所定の入学定員と乖離していることが認められ、</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			<p>この状態を解消するための改善方策が講じられている必要がある。</p> <p>基準適合性の判断に当たり重要な判断要素とするため、客観的な数値指標として規定したものである。</p> <p>平成27年3月31日付け文部科学省高等教育局長通知の入学定員充足率・入学者数に関する留意事項で、評価に当たっては、個別の事情を勘案しつつも、入学定員に基づいた入学者数の適性な管理とともに、入学定員についても適切に設定されているかを重点的に確認する必要があることが求められている。</p> <p>入学者数が10人を下回る場合は、教育組織として規模の問題が生じることが考えられ、また、入学定員充足率が50%を下回っている場合は、当該法科大学院が設定した入学定員の設定が適切ではないと考えられる。</p>
27	基準 6-2-2 解釈指針 6-2-2-2	<p>(1) 解釈指針6-2-2-2は、入学定員充足率について具体的な指標（数値基準）を設定した上で、同指標を下回った場合は、基準6-2-2（入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。）の評価において、所定の入学定員と著しく乖離していないとはいえないとしている。</p> <p>しかし、まず、「所定の入学定員と著しく乖離していないとはいえない」とするところは、当該解釈指針が示す指標を下回った場合に、具体的にどのような評価がされることになるのかを明確にしていけないものと言わざるを得ない。当該解釈指針の指標を下回った場合の評価について、より具体的かつわかりやすく説明</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>「5年の評価期間中において、評価実施年度における入学定員充足率が50%を下回っており、かつ、他の4年間において入学定員充足率が50%を下回る年度が2回以上あった場合には、<u>原則として、所定の入学定員と著しく乖離していないとはいえない。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案して行う。</u></p> <p>【理由】</p> <p>当機構の認証評価においては、評価実施年度における</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>すべきである。仮に、この記述部分が、当該解釈指針の指標を下回ったことにより原則として基準6-2-2に抵触するものとして評価するという趣旨であるならば、解釈指針1-1-2-2について述べたところと同様、留意事項案における総合的評価の考え方に即したものとは言えない。</p> <p>また、入学定員充足率の指標については、留意事項案において、夜間開講や地域性といった個別の事情も勘案しつつ、法科大学院としてふさわしい教育環境が確保される観点から、入学定員が適正に管理されているかを重点的に確認する必要があるとされているところ、当該解釈指針によっては、これら「夜間開講」及び「地域性」という個別事情が基準6-2-2に関する評価においてどのような位置付けとなるものであるかが明らかにされていない。留意事項案が示す「総合的」評価の観点からは、当該解釈指針の中で、少なくとも「夜間開講」及び「地域性」という事情が具体的にどのような形で、当該解釈指針の示す指標と総合的に評価されることになるのかが明らかにされるべきである。</p> <p>(2)また、当該解釈指針は、評価実施年度における入学定員充足率50%を下回っており、かつ、他の4年間に於いて入学定員充足率が50%を下回る年度が2回以上あるという指標を掲げているが、例えば、評価実施年度を除く4年間の全ての年度において定員充足率が50%を下回っていても評価実施年度において充足率</p>	<p>基準の適合性を中心的に評価することとしている。</p> <p>他方、当該解釈指針のように、単年度ではなく、一定の期間内における状況の変化を確認する必要がある場合には、過年度の状況についても確認することとしている。</p> <p>しかしながら、過年度における指標の達成状況が満たされていないとしても、直近の指標の達成状況について十分な改善が図られていると判断できる場合は、指標を達成していると評価することも可能であるため、評価実施年度における指標の達成状況を重視しているものである。</p> <p>客観的な指標の判断に当たっては、当該基準を満たしているか否かを判断する重要な判断要素の一つとして位置付けている。</p> <p>他方、指標に該当しないことがすなわち、基準を満たしていることにつながらないことはもちろんのこと、指標に該当したからといって、ただちに基準違反と判断されるものでもない。</p> <p>指標に該当しない場合は、ほかに基準違反に相当する事項はないか確認の上、当該基準の適合性を判断することになる。また、指標に該当したとしても、個別の事情を考慮して、基準を満たしていると判断されることも考えられる。</p> <p>あくまでも、各基準の判断に当たっては、基準、解釈指針で定められた内容を満たしているかを総合的に考慮し、判断するものであり、指標のみを一面的に判断するものではない。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>が50%以上であった場合は、当該解釈指針による限り基準6-2-2には抵触しないこととなると考えられるが、それが果たして適切な指針であると言えるかどうか疑問がある。</p>	<p>なお、意見の趣旨を踏まえ、平成27年3月31日付け文部科学省高等教育局長通知「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）」において、留意事項として示されている点を解釈指針6-2-2-2に明記した。</p>
28	<p>解釈指針 6-2-2-3</p>	<p>小規模の法科大学院において、受講者が少人数の科目であっても、学生の学習状況を考慮して懇切丁寧な授業を実施することが可能である。入学者数が10人を下回ることからただちに、法科大学院に相応しい授業が効果的かつ継続的に実施できないと評価することは適当ではないと考える。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（第67回） 配付資料8-1において次のように示されている。 「教育組織として規模が小さくなりすぎている恐れがあり、入学定員の適正な管理への影響が懸念されることから、夜間開講や地域性といった個別の事情も勘案しつつ、法科大学院としてふさわしい教育環境が確保される観点から、入学定員が適正に管理されているかを重点的に確認する必要があること なお、当該指標は教育の実施や教員の質の保証の評価を行う際の判断にあたって関係するものであること」 入学者数が10人を下回る場合は、法科大学院の教育組織として規模が小さくなりすぎている恐れがあることが推認され、基準適合性の判断に当たり重要な判断要素とするため、客観的な数値指標として規定したものである。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			<p>当該基準の判断に当たっては、入学者数を勘案し判断することとしている一方、基準3-1-1において、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されているか確認することとしている。</p> <p>適格認定の判断に当たっては、各基準の判断結果を総合的に考慮することから、入学者数が少数であることをもって、ただちに法科大学院に相応しい授業が効果的かつ継続的に実施できないと評価するわけではない。</p>
29	基準 6-2-2 解釈指針 6-2-2-3	<p>解釈指針6-2-2-3は、留意事項案において客観的指標として活用されるべきであるとされている入学者数の指標を、基準6-2-2の評価に当たっての指針として取り入れたものであると理解される。</p> <p>しかし、当該解釈指針は「入学者数が原則として10人を下回らないこと」としているにとどまり、「夜間開講」や「地域性」といった個別の事情も勘案しつつ、入学定員の適正な管理について総合的に判断・評価するという内容の指針にはなっていない点及び具体的に「夜間開講」、「地域性」といった事情が評価に当たってどのように位置付けられることになるのかが当該解釈指針自体による限り不明である点で、留意事項案の示す「総合的」な評価という趣旨に即した解釈指針であるか、疑問がある。</p> <p>特に、入学者数が「10人を下回らない」という数値基準は、現状に鑑みれば、小規模校にとっては直ちに基準に抵触することに直結するおそれがあるため、この数値についても「夜間開講」や「地域性」等の事情を総合</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>「双方向的又は多方向的な授業を効果的かつ継続的に実施するため、入学者数が原則として10人を下回らないこと。<u>ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案して行う。</u></p> <p>【理由】</p> <p>客観的な指標の判断に当たっては、当該基準を満たしているか否かを判断する重要な判断要素の一つとして位置付けている。</p> <p>他方、指標に該当しないことがすなわち、基準を満たしていることにつながらないことはもちろんのこと、指標に該当したからといって、ただちに基準違反と判断されるものでもない。</p> <p>指標に該当しない場合は、ほかに基準違反に相当する事項はないか確認の上、当該基準の適合性を判断することになる。また、指標に該当したとしても、個別の事情</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>的評価の観点から考慮すべきであり、また、その点を指針において明示すべきである。</p>	<p>を考慮して、基準を満たしていると判断されることも考えられる。</p> <p>あくまでも、各基準の判断に当たっては、基準、解釈指針で定められた内容を満たしているかを総合的に考慮し、判断するものであり、一面的に判断するものではない。</p> <p>なお、意見の趣旨を踏まえ、平成27年3月31日付け文部科学省高等教育局長通知「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）」において、留意事項として示されている点を解釈指針6-2-2-3に明記した。</p>
30	<p>基準 6-2-3 解釈指針 6-2-3-2</p>	<p>(1) 解釈指針6-2-3-2は、入学者選抜における競争倍率について客観的指標（数値基準）を設け、同指標を下回った場合には、十分な競争倍率に達しているとは言えないとしており、留意事項案が客観的指標の一つとして挙げている入学者選抜における競争倍率の指標を取り入れたものと理解される。</p> <p>入学者選抜における競争倍率は、重点基準6-2-3（入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜なされていること。）の評価に当たって総合的に考慮されるべき要素の一つとされているにとどまり、その意味では、司法試験合格率、入学定員充足率及び入学者数の各指標とは異なり、当該解釈指針の示す指標を下回ったことによって直ちにあるいは原則として基準6-2-3に抵触することになるという仕組</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 当機構の認証評価においては、評価実施年度における基準の適合性を中心的に評価することとしている。</p> <p>他方、当該解釈指針のように、単年度ではなく、一定の期間内における状況の変化を確認する必要がある場合には、過年度の状況についても確認することとしている。</p> <p>しかしながら、過年度における指標の達成状況が満たされていなかったとしても、直近の指標の達成状況について十分な改善が図られていると判断できる場合は、指標を達成していると評価することも可能であるため、評価実施年度における指標の達成状況を重視しているもの</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		<p>みにはなっていないようである。</p> <p>しかし、留意事項案によれば、入学者選抜における競争倍率の指標を下回る場合には、適性試験や個別の入学者選抜を通じて入学者の質が確保できているかを重点的に確認する必要があるとされているところからすれば、当該解釈指針の中で又は別途解釈指針を設けるなどして、適性試験及び個別入学者選抜の状況が基準6-2-3の評価にどのように関係しているのか、基準6-1-4（入学者選抜に当たっての入学者の適性及び能力等の適確かつ客観的な評価）と競争倍率との関係を評価基準の中でどのように位置付けているのか等について明確にしておくことが望ましい。</p> <p>(2)また、当該解釈指針は、評価実施年度に入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っており、かつ、他の4年間において競争倍率が2倍を下回る年度が2回以上あるという指標を掲げているが、この指標については、解釈指針6-2-2-2について指摘したところと同様の問題がある。</p>	<p>である。</p> <p>客観的な指標の判断に当たっては、当該基準を満たしているか否かを判断する重要な判断要素の一つとして位置付けている。</p> <p>他方、指標に該当しないことがすなわち、基準を満たしていることにつながることはもちろんのこと、指標に該当したからといって、ただちに基準違反と判断されるものでもない。</p> <p>指標に該当しない場合は、ほかに基準違反に相当する事項はないか確認の上、当該基準の適合性を判断することになる。また、指標に該当したとしても、個別の事情を考慮して、基準を満たしていると判断されることも考えられる。</p> <p>あくまでも、各基準の判断に当たっては、基準、解釈指針で定められた内容を満たしているかを総合的に考慮し、判断するものであり、一面的に判断するものではない。</p> <p>以上のことから、入学者選抜における競争倍率に関する指標を満たしていないことをもってただちに基準違反となるものではない。ただし、解釈指針6-2-3-2で規定する入学者選抜における競争倍率に関する指標に抵触する場合は、評価実施年度を含め、継続的に十分な選抜機能が働いていないと判断されることとなり、早期にこの状況を改善する十分な見込があると認められなければ、入学者選抜の改善への取組が適宜行われているとはいえず、重点基準6-2-3を満たしていないと判断</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
31	解釈指針 6-2-3-2	重点基準である基準6-2-3の運用につき、数値目標を独立の要件として単純適用し「重点基準」とすることには疑問がある。数値目標に達しない場合でも、総合勘案で適合判定されるべきである。	<p>される可能性が高い。</p> <p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 客観的な指標の判断に当たっては、当該基準を満たしているか否かを判断する重要な判断要素の一つとして位置付けている。 他方、指標に該当しないことがすなわち、基準を満たしていることにつながらないことはもちろんのこと、指標に該当したからといって、ただちに基準違反と判断されるものでもない。 指標に該当しない場合は、ほかに基準違反に相当する事項はないか確認の上、当該基準の適合性を判断することになる。また、指標に該当したとしても、個別の事情を考慮して、基準を満たしていると判断されることも考えられる。 あくまでも、各基準の判断に当たっては、基準、解釈指針で定められた内容を満たしているかを総合的に考慮し、判断するものであり、一面的に判断するものではない。</p>
32	解釈指針 7-1-1-1	学習支援に導入ガイダンスが含まれるとあるが、導入ガイダンスを自由に行ってもよいという趣旨か説明願いたい。	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 導入ガイダンスを行うかどうかは各法科大学院の判断</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			<p>である。ただし、導入ガイダンスを入学時期よりも相当前に実施する場合は入学予定者の入学前の環境によっては不必要な負担となることが考えられるため、これを実施するに当たっては、入学予定者の負担とならないよう留意する必要がある。</p>
33	<p>解釈指針 10-1-1-3</p>	<p>大学の事情によっては、基本的図書等の法科大学院学生の優先利用が困難である場合があることを鑑みれば、同解釈指針第2段落（法科大学院生優先図書等の点）の挿入は適切ではないと考える。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられるなど、<u>学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられている</u>ことが必要である。」</p> <p>【理由】 当該解釈指針第1段落では、図書館には、法科大学院の規模に応じ、学生の学習に必要な図書及び資料が適切に備えられていることを求めている。 第2段落は、学習に際して頻繁に参照されることが想定される「基本的図書及び資料」について、第1段落の指針を具体化するものであるが、法科大学院専用図書室等の設置までは求められない規模の法科大学院であっても、貸出中などの理由で学生の利用が妨げられる状態が放置されているとなると、適切に備えられていることにはならないという趣旨を明確にするため、修正した。 上記の趣旨が明確になるよう、説明会及びQ&A等において説明する。</p>
34	<p>解釈指針</p>	<p>最終行</p>	<p>【対応】</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
	10-1-1-3	<p>「適切な機会の設けられていることが必要である。」は、「適切な機会が設けられていることが必要である。」としたほうがよいのではないのでしょうか。</p>	<p>原文のままとする。</p> <p>【理由】 助詞「が」の重複を避けるため、修正しない。</p>
35	<p>解釈指針 11-1-1-1</p>	<p>法科大学院の意見を聴取する主体は大学なのか。「意見を聴取し」の主語を明らかにするなど、表現を改善されたい。</p> <p>さらに、大学はどのように意見を聴取すればよいのか、「Q&A」等の補助文書で例を挙げられたい。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 自己点検及び評価を行う主体は、法科大学院自身とするか、大学とするか当該法科大学院の判断により、実施することを可能とする趣旨である。基準11-1-1では、法科大学院の教育活動等に関する自己点検及び評価の実施を求めていることから、法科大学院が主体となることが原則であると考えが、法科大学院の設置形態によっては、大学が主体となって実施することも考えられる。</p> <p>法科大学院が主体となって法科大学院の教育活動等に関する自己点検及び評価を実施する場合には、大学の意見を聴取することは不要であるが、大学が主体となって実施する場合には、大学が法科大学院の意見を聴取する必要がある。</p> <p>また、聴取する意見については、当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために自己点検及び評価を実施するのであるから、法科大学院の教育活動等に焦点を当てた内容が求められる。</p> <p>上記の趣旨が明確になるよう、説明会及びQ&A等に</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			おいて説明する。
36	解釈指針 11-1-1-4	<p>自己点検及び評価を実施するための体制及び実施は、大学もしくは法科大学院にあるとし（11-1-1-1）、結果の検証については、11-1-1-4にて記され、改定案は現行よりも検証を行う者の具体性が示され、分かりやすく感じられた。</p> <p>独立行政法人等の外部からの点検及び評価も併せて機能が必要であると感じられた。また、検証を行う者の外部性も必要であると感じた。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 ご意見として承る。</p>
37	基準 11-2-1	<p>そこにいう適切な「体制」とは、物的なもの（ウェブサイトの掲載など）で足りるのか、それともそれ以上に組織体制を要求するものか、明らかにされたい。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 法科大学院として組織的に対応する必要があることを明らかにするため規定している。</p> <p>例えば、教員に関する情報を各教員の個人的な判断に基づいて公表する事項を決定するのではなく、法科大学院の教育研究活動等を明らかにする一環として、法科大学院として公表する内容を明確にするなど組織的な対応が求めているものである。</p> <p>上記の趣旨が明確になるよう、説明会及びQ&A等において説明する。</p>
38	基準 11-2-2	<p>「適切な方法で保管されていること」には、紙（現物）の保管が必要か、PDFによる保管等でもよいのか、明らかにされたい。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			<p>解釈指針 1 1-2-2-2 において、「適切な方法で保管されていること」とは、評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されていることをいう。」と規定しており、速やかに提出できる状態で保管されているのであれば、媒体までを指定するものではない。</p> <p>上記の趣旨が明確になるよう、説明会及びQ&A等において説明する。</p>
39	<p>Ⅲ 評価の組織及び方法等</p> <p>3 評価の方法等</p> <p>3-3 (3)</p>	<p>従前通り、「改善を要する点等について明らかにする。」の字句にすべきである。</p> <p>その理由については、以下の通り。</p> <p>① 評価の目的は（I 総則 1-1 (2)）は、「当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。」とされています。したがって、この目的からは、改善を要する点を明らかにすることが、機構の使命となるはずでず。また、適格認定（I 総則 3-1）を「各基準を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合」に与えられたのも、機構の使命を「改善」に資することとしたことによるものです。</p> <p>② 「是正」は、基準要綱にない文言であり、また、個々の評価実施において、「是正」と「改善」は、違った意味として用いられています。したがって、基準要綱の記載としては、「改善」とするのが正当であります。この点、改定理由に、「字句を修正した。」とありま</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>「<u>改善是正</u>を要する点等」</p> <p>【理由】</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、修正した。</p>

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
		すが、改定理由としては、その字句修正の理由をご説明していただければと存じます。	

パブリックコメントにより提出された意見ではないが、再検討した結果、修正することとした点

No.	基準・解釈指針等	再検討の趣旨	機構の考え方
1	<p>Ⅲ 評価の組織及び方法等</p> <p>7 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保</p> <p>7-1 (1)</p>	<p>年次報告書の調査は、本評価後、4年間にわたることとなり、その間に評価基準が改定されることがある。年次報告書の調査を実施する趣旨としては、本評価後、重要な変更又は状況の変化の有無を把握することにより、調査時点で適用されている評価基準に基づき実施することが適切であると考えられる。</p> <p>あわせて、評価基準要綱7-2 (1)により、「必要に応じ、既に公表した評価の結果に変更又は変化の内容を付記する。」となっているが、その後に評価基準が改定されると、「既に公表した評価の結果」時点で適用されていた評価基準と「付記の対象となる」時点で適用される評価基準が異なることが考えられる。</p> <p>以上の混乱を避けるため、年次報告書の調査の対象となる評価基準が明確となるよう、法科大学院評価基準要綱の記述を変更することが考えられる。</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>7-1</p> <p>(1) 機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、毎年度、<u>調査実施年度に適用される評価基準の重点基準</u>について、別に定める法科大学院年次報告書（以下「年次報告書」という。）の様式に従い、その状況を機構に提出するものとする。</p> <p>【理由】</p> <p>年次報告書の調査に当たり、適用される評価基準は、調査実施年度に適用されている評価基準を対象とすることを明確にする必要があると判断し、修正する。</p>